

# 【勤労者住宅資金利子補助事業】

## 【勤労者福祉事務経費】

### ○評価結果

|          |  |        |
|----------|--|--------|
| 事業の現状・課題 | <p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇利子補助により、町への人口流入・定着の推進、人口流出の抑制になるという本事業の目的に合理性がない。</li> <li>◇利子補助の対象要件が中央労金の利用者限定されていること、また、新規申し込み件数が1年度につき20件程度では、補助事業として公平性に欠ける。</li> <li>◇平成23年度実績で、利子補助率が2.76%となっており、一般金融機関の住宅資金金利(概ね、変動1%・固定1.5%)とは大きく乖離している。</li> <li>◇昭和54年度から開始されている事業であるが、その補助率について、社会情勢に合わせた見直しが行われていない。</li> <li>◇県下33市町村のうち、13市町村においては本事業が実施されていない。</li> </ul> <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇本経費の中では、労政問題懇話会に対する補助金等の支出が最も高額であるが、当該懇話会の活動内容は、バスツアーやボウリング大会などの親睦を主とした活動が殆どであり、公金の支出としては公平性に欠ける。</li> <li>◇労政問題懇話会への補助金(勤労者福祉事業補助金)は、平成24年度予算で60万円(前年度比50%減)となっているが、それでもなお、支出の必要性について疑問あり。</li> </ul> |        |
|          | 事業の方向性   | 抜本的見直し |
| 評価結果     | <p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇新規の補助受付については、平成24年度をもって廃止することが妥当である。</li> </ul> <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇労政問題懇話会のあり方について、設置目的に即した活動内容の検討を行い、補助金等の支出を廃止することが妥当である。</li> <li>◇メーデー補助金については、メーデー大会への参加組合等の負担で実施されるべきであり、廃止が妥当である。</li> </ul>   |        |
|          | 予 算 額  | 減 額    |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇勤労者住宅資金利子補助事業については新規申込の受付を廃止することにより、また、勤労者福祉事務経費については労政問題懇話会及び(メーデー)湘南地区大会実行委員会への補助金等の支出を廃止(削減)することにより、予算の大幅な減額を図られたい。</li> </ul>  |        |

# 概要説明書

|            |               |       |          |
|------------|---------------|-------|----------|
| 事務事業・事務経費名 | 勤労者住宅資金利子補助事業 | 体系コード | 42111-01 |
| 主管課等       | 産業振興課労政担当     |       |          |

(単位:千円)

|      |   |  |  |
|------|---|--|--|
| 実施方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施  |  |  |
|      | <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: _____)  |  |  |
|      | <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 勤労町民    実施主体: 町) |  |  |
|      | <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )  |  |  |

|                                       | 事務               | 詳細内容  | 平成23年度<br>決算見込額 | 平成24年度<br>予算額 |
|---------------------------------------|------------------|---|-----------------|---------------|
| 主な事務の<br>内容とその額                       | 住宅融資の利子の補助<br>事業 | <p>【補助対象者】<br/>住民基本台帳に登録され、かつ事業所に勤務している方で、中央労働金庫から自己が所有し居住する住宅の資金の融資を受けた方</p> <p>【対象借入額】<br/>50万円以上。ただし、補助対象額は600万円を限度とする。</p> <p>【補助率】<br/>借入額の3%以内</p> <p>【補助期間】<br/>4年以内</p> <p>【申請方法】<br/>申請書に関係書類を添えて、毎年1月に中央労働金庫を経由して提出する。</p> <p>【関係書類】<br/>・住民票の写し<br/>・事業所在職証明書<br/>・登記事項証明書又は建築確認通知書<br/>・利子支払額証明書<br/>・委任状</p> | 11,035          | 12,000        |
|                                       |                  | <p>【事務の流れ】<br/>申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成</p>  |                 |               |
|                                       |                  | <p>【その他】<br/>上記補助事業の周知。町ホームページや広報による周知。</p>   |                 |               |
|                                       |                  | <p>【23年度実績】<br/>88件、11,035,500円</p>   |                 |               |
|                                       | 事業費・経費 計         |   | (a) 11,035      | 12,000        |
| 平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照) |                  |   | (b) 635         | /             |
| 本事業・経費に係る費用の計                         |                  |   | (a)+(b) 11,670  | /             |

## 概要説明書

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 事業等の必要性<br>(事業規模の縮小や休廃止した際の影響等) | 地域経済の安定と発展のためには、人口流出の防止と、勤労者の定着による税収確保が必要である。勤労者人口の定着のためには、勤労者の経済的負担を軽減することと、持ち家の促進を図ることが重要である。<br>このようなことから、住宅資金の利子補助事業については、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。 |
|---------------------------------|--|

|           |   |
|-----------|---|
| 町における類似事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者教育資金利子補助事業</li> <li>・中小企業施設整備資金特別融資利子補助事業</li> </ul> |
|-----------|---|

|                            |         |         |          |         |          |         |         |         |         |
|----------------------------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 比較参考値<br>(他自治体の状況・ベンチマーク等) |         | 茅ヶ崎市    |          | 藤沢市     |          | 大磯町     |         | 二宮町     |         |
|                            | 補助対象限度額 | 3,000千円 |          | 6,000千円 |          | 4,000千円 |         | 5,000千円 |         |
|                            | 補助率     | 3%以内    |          | 3%以内    |          | 3%以内    |         | 3%以内    |         |
|                            | 補助期間    | 4年間     |          | 4年間     |          | 3年間     |         | 4年間     |         |
|                            | 23年度決算  | 358件    | 15,951千円 | 603件    | 34,185千円 | 36件     | 1,703千円 | 43件     | 1,635千円 |
|                            | 24年度予算  | 408件    | 20,700千円 | 676件    | 45,754千円 |         | 1,933千円 | 35件     | 1,595千円 |

|               |   |
|---------------|---|
| 24年度の状況と今後の方針 | 勤労者の定住促進には、住宅取得の促進だけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。<br>関係機関や関係各課が一体となって魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。<br>住宅取得の促進については、近隣市町に劣ることがないよう、住宅取得時の奨励金給付事業などの検討や定住促進施策の情報をより魅力的に、効果的に発信できるように推進していきたい。 |
|---------------|---|

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 特記事項<br>(事業の沿革等) | 補助開始年度 : 昭和54年度 |
|------------------|-----------------|

# 概要説明書

|            |           |       |  |
|------------|-----------|-------|--|
| 事務事業・事務経費名 | 勤労者福祉事務経費 | 体系コード |  |
| 主管課等       | 産業振興課労政担当 |       |  |

(単位:千円)

|   |   |  |                 |               |
|---|---|--|-----------------|---------------|
| 実施方法  | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施  |  |                 |               |
|   | <input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先: )   |  |                 |               |
|   | <input checked="" type="checkbox"/> 労働講座補助金   |  |                 |               |
|   | 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接   】 (補助先: 労務安全衛生協会   実施主体: 労務安全衛生協会) |  |                 |               |
|   | <input checked="" type="checkbox"/> 勤労者福祉事業補助金  |  |                 |               |
|   | 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接   】 (補助先: 労政問題懇話会   実施主体: 労政問題懇話会)   |  |                 |               |
| <input checked="" type="checkbox"/> メーデー補助金   |   |  |                 |               |
| 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接   】 (補助先: 湘南地区大会実行委員会   実施主体: 湘南地区大会実行委員会)   |   |  |                 |               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 湘南地域労働者福祉協議会補助金   |   |  |                 |               |
| 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接   】 (補助先: 湘南地域労働者福祉協議会   実施主体: 湘南地域労働者福祉協議会) |   |  |                 |               |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )  |   |  |                 |               |
| 主な事務の内容とその額   | 事務  | 詳細内容   | 平成23年度<br>決算見込額 | 平成24年度<br>予算額 |
|   | 旅費  | 勤労者福祉事業に携わる県下市町村の課長会議や担当者会議の出張旅費   | 9               | 7             |
|   | 使用料及び賃借料  | 労政問題懇話会の委員の資質のために実施された浜岡原子力館の視察研修に伴う自動車借上料(H23.11.25)<br>労政問題懇話会とは、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織されている。<br>その事務局が産業振興課となっているため、バス会社との契約から支出事務までを行った。 | 69              | 0             |
|   | 負担金補助及び交付金<br>(労働講座補助金)   | 労働災害防止対策の強化を図り、効果的な事業活動を積極的に推進する安全衛生協会の労働講座に補助金を交付している。  | 30              | 30            |
|   | 負担金補助及び交付金<br>(勤労者福祉事業補助金)  | 労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与するため、寒川町とその地域労働団体の代表により組織された、労政問題懇話会に補助金を交付している。<br>また事務局が産業振興課となっているため、会議の資料作りや事業の段取りまで行っている。  | 1,200           | 600           |
|   | 負担金補助及び交付金<br>(メーデー補助金)   | 労働者や地域住民が結集して、働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざす目的で開催されるメーデー湘南地区大会の実行委員会に補助金を交付している。23年度は東日本大震災の影響により中止のため支出はない。   | 0               | 120           |

## 概要説明書

|                                       |  |   |         |       |
|---------------------------------------|--|---|---------|-------|
|                                       | 負担金補助及び交付金<br>(湘南地区卓球大会負担金)  | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に在住、在勤、在学する障がい者のスポーツ振興を図るとともに、本競技を通じて心身の鍛練及び参加者相互の交流を行うことを目的に開催される湘南地区障害者卓球大会の実行委員会に対して負担金を支出している。<br>神奈川県市町村振興協会広域助成金を活用したため、23年度の支出はない。24年度も申請予定。<br>大会の運営を行うとともに、幹事の年には事務局を担うこととなる。23年は幹事となっている。 | 0       | 50    |
|                                       | 負担金補助及び交付金<br>(湘南地域労働者福祉協議会補助金)  | 地域における勤労者の福祉活動を推進している湘南地域労働者福祉協議会に補助金を交付している。   | 50      | 50    |
|                                       |  | 【上記補助金交付事務の流れ】<br>申請受付→書類審査→交付決定→交付決定通知書郵送→支出負担行為書作成→支出命令書作成→実績報告書受理  |         |       |
|                                       | <b>事業費・経費 計</b>  |   | (a)     | 1,308 |
| 平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照) |  |   | (b)     | 2,541 |
| <b>本事業・経費に係る費用の計</b>                  |  |   | (a)+(b) | 3,849 |
| 事業等の必要性<br>(事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)       | 地域経済の安定と発展のためには、人口流出防止と、勤労者の定着が必要である。<br>勤労者の定着のためには、勤労者の豊かな生活を実現することが重要である。<br>このようなことから、勤労福祉を担当する県下市町村との情報交換や労働福祉団体及び労働団体が実施する各種事業を充実し、勤労者の福祉を増進していくことについては、町が積極的に取り組むべき事業と考えます。 |   |         |       |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 町における類似事業                  | なし  |
| 比較参考値<br>(他自治体の状況・ベンチマーク等) | <p>メーデー補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市634,500円<br/>藤沢市612,000円<br/>大磯町60,000円<br/>二宮町80,000円</p> <p>労働者福祉協議会補助金(24年度予算)</p> <p>茅ヶ崎市100,000円<br/>藤沢市258,000円<br/>大磯町10,000円<br/>二宮町40,000円</p>   |
| 24年度の状況と今後の方針              | <p>勤労者の定着には、勤労者の豊かな生活を実現するだけでなく、「町のイメージアップ」や「働く場所の確保」「暮らし条件の確保」が必要と思われます。</p> <p>関係機関や関係各課が一体となり、町民の協力も得ながら魅力あるまちづくりを計画的に進めることが重要であると考えます。</p> <p>勤労者福祉の促進については、近隣市町に劣ることがないよう、中小企業の福利厚生向上を図るための事業を検討するなど勤労者福祉のバックアップを推進していきたい。</p> |
| 特記事項<br>(事業の沿革等)           | <p>【補助開始年度】</p> <p>労働講座補助金 : 昭和56年度<br/>勤労者福祉事業補助金(労政問題懇話会) : 昭和54年度<br/>メーデー補助金 : 昭和46年度<br/>湘南地域労働者福祉協議会補助金 : 平成9年度</p>   |

## 《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、122～128 ページのとおり。

### ～勤労者住宅資金利子補助事業～

(委員長) 利子補助について、具体例で説明してもらいたい。

(主管課長) 別表(123 ページ)で説明すると、例えば右上の 330 万円を借り入れたすると、1 か月 7,600 円となり、1 年間の利子補助額は 91,200 円となる。

(委員長) 今の話だと、2.76%補助してるという理解で良いか？

(主管課長) そのとおりである。

(委員) 現在の住宅ローンの金利は、1.5%くらいが平均だと思うのだが。

(委員長) 実際の利子額と本制度の補助額に差がある場合は、どうするのか？

(主管課長) 安い方の利子額分を補助している。例えば、330 万円の借入額に対する町の補助額設定は月 7,600 円であるが、実際の利子額が月 5,000 円であった場合にはその 5,000 円分を補助するという形である。

(委員長) 補助の対象金融機関である中央ろうきんの金利はどの程度なのか？

(担当) おおよそ、変動で 1.0%、固定で 1.9%くらいである。

(委員長) であるならば、本補助制度は 3%を上限としているので、借入額の限度である 600 万円を中央ろうきんから借りたら、その利子分については全額町が補助してくれるという理解で良いか？

(主管課長) 600 万円までについては、そのとおりである。

(委員) 住宅ローンは元利均等払いと元本均等払いがあるが、同じ計算で考えるのか？

(担当) 申請時の資料の中で、参考数字として、1 年間に支払った利子の総額と元本の金額も記入してもらっている。そこから判断すると、借入金全体の利子全額又はそれ以上の金額を補助していることは殆どない。ただし、レアケースとして、昨年の実績で 88 件のうち 5 件については、町の補助設定額よりも実際に支払った利子総額の方が少ないというケースがあった。それについては、実際の利子額分を補助している状況である。

(委員長) 県内の実施状況は？

(担当) 県下 33 市町村のうち、20 市町村が同様の制度を実施している。

(委員長) ということは、13 の市町村は実施していないということである。近隣でも秦野市が制度を廃止したと聞いているが、町で本制度を継続する必要性があるのか？

(担当) 住宅資金の利子補助という側面でのみ捉えるのではなく、勤労者等の生産年齢人口の確保ということで、町の人口が減らないよう、また、転入者が増加するように実施している側面もある。それが商業的な振興にもつながると考える。

(委員長) 本制度が実際にそのような効果をあげているのか、証明はできるのか？

(担当) 具体的に証明することはできない。

(委員長) 実績が 88 件というのも、税・行政の公平性から見ると著しく偏りがあるように感じる。また使用金融機関が中央ろうきんのみであるということも疑問である。本制度は開始から 34 年も経過しているが、今本当に必要性があるのかどうか不明である。

(副委員長) 計算上では、1 件当たり平均で年間 15 万円前後を補助している形になっている。現在の貯金の金利を考えた場合、それだけの額を受け取るためには億単位で貯金しなければならない。そのような感覚からすると、3%という補助率と限られた対象者への補助という本制度は、町民感情から著しく乖離している。制度の開始当初は金利も 8%を超えていたため、一部の人間に対する 3%の補助という制度に問題は少なかったであろうが、その制度に疑問を持たず、規定にあるからそのまま継続するという町の姿勢はいかがなものか。

また、金利そのものを補てんするという考え方も、現在の社会状況に合った補助金の制度なのか。町職員は町民感覚をしっかりと捉え、きちんと議論して貰いたい。

(委員長) 副委員長の言うとおりの、34年前は意味があったのかもしれない。一般的な利子率が高くて、家の購入が難しい。その時代には補助する意味があったであろうが、今はそのような背景がない。また、年に20件程度しか新規申請がないということは、必要性がないということに等しいのでは。以前からあった制度を廃止するには難しい側面もあると思うが、町の財政状況を考えると継続する必要はないと思われる。

(委員) きちんと説明すれば、町民も理解するはずである。

(副委員長) 本事業の平成23年度の財源について、予算と決算で一般財源と国県支出金の割合が逆転し、当初の想定に対し、倍以上の額が町から持ち出されている。(30%の町の持ち出しを想定した予算に対し、決算では63%の町の持ち出しとなっている。)国からの支出が見込めない時点で、町から持ち出すという短絡的な考え方ではなく、総予算額を縮減すべきでは。

(担当) 今まで指摘いただいたことから、本制度の見直しを行う必要があるということは理解したが、国の支出に合わせて、ある年度は補助の増減を行う、又は廃止するということは違うと思う。町民から見た場合、補助の財源が国であるか町であるかということとは関係ない。町の制度として捉えるべきものとする。

(委員長) 本制度を廃止すべきという結論になった場合、どのような体制を取ることができるのか？

(担当) 制度を廃止すると仮定するならば、新年度からの新規受付をストップするという形になると思われる。

(委員長) 既存分については継続するが、新規受付はなし、という体制を平成25年度から取れるよう、頑張っていたきたい。

(主管課長) いきなり廃止ではなく、補助額を段階的に下げるなどの措置も考えていきたいと思う。

(委員) 既存分についても見直すことはできないのか？

(委員長) 既存分については、補助申請・決定がされたときの約束事であるため、継続するしかないであろう。近隣市町を見ても、廃止措置を取っているところもあるので、是非、廃止する方向で検討してもらいたい。

#### ～勤労者福祉事務経費～

(委員長) 労政問題懇話会の事業報告・収支決算書(127・128ページ)を見ると、その内容の殆どが交流に関するものである。町の勤労者で労組に加入されている方は、おそらく少数であり、更にこの労組の中でもこれら交流イベントに参加される方は少数であろう。ほんの一部の人に対し、120万円もの公金を支出するという事は、公金の支出としては著しく不公平であり、無駄遣い以外の何物でもない。昔から継続して行ってきたものだと思うが、惰性で継続して行くのはいかがなものか。メーデー補助金も然りで、これら補助金については、定期的に見直しを行うべきである。支出の必要性をはっきりと胸を張って説明できないものは、廃止すべきだと思う。当初は意味があったのかもしれないが、現時点でも意味があるのか、きちんと検討すべきである。

(担当主幹) 指摘いただいた事項について、多分にそのような側面があると思われるため、今後見直しを図っていく。

(委員長) 懇話会への補助の存続については、他に手段があるはずである。例えば町の会議室を無料で貸し出すなど、別の方策を検討してもらいたい。

(主管課長) 平成24年度予算では、平成23年度から半分にまで落としている。来年度についても、現在検討しているところである。

(副委員長) 企業等との連携という意味では、組合と懇話会を持つのも良いが、これら8企業の社長と町長とで懇話会を設けた方が良い。税金をたくさん納めている町の優良企業であるのだから、連携が弱まることのないよう、意を汲んで対応してもらいたい。ただし、これほどの補助金である必要はないと考える。



|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 勤労者住宅資金<br>利子補助金 | 【石田委員】<br>利子補助について具体的数値を使って一世帯あたりの一般的な補助額の計算式を示してほしい。 | 別紙「別表(第3条関係)」参照  |
|                  | 【石田委員】<br>利子補助は国または県も一部負担しているのか？                      | 国や県が対象者に対して、補助することはありませんが、町が補助している分について、国の予算の範囲内で社会資本整備総合交付金が交付されています。   |
|                  | 【生田委員】<br>低金利が今後も継続すると予想されます。補助率の見直しはしますか。            | 要綱では、実際に支払った利子額と比較して少ない方の額を補助することになっているので、現状では見直しは考えていません。   |
|                  | 【生田委員】<br>補助は借入額の割合でなく支払い金利の割合で支給すべきでは。               | 融資額のうち600万円までを補助対象としているため、支払い金利の割合で支給するとすると、支払い金利のうち600万円までの分とそれを超える分とを按分することになり、事務が煩雑になります。<br>また、補助を受ける側からすると借り入れた額に応じて補助限度額が一目でわかったほうが、家庭での経済的な計画などが立てやすいと考えています。 |
|                  | 【吉田委員】<br>利子補助を受ける者に対して所得制限や年齢制限があるのか。                | ありません。   |
|                  | 【吉田委員】<br>なぜ中央労働金庫なのか。                                | 中央労働金庫は、働く人の福祉金融機関として発足し、機能している金融機関であることと、勤労者の向けの制度ということで、申請のとりまとめや対象者への振込という煩わしい事務手続きを代行してくれるため。  |
|                  | 【宮内委員】<br>補助率は借入額の3%以内となっているが、23年度の補助率はいくらになっていますか    | 別紙「別表(第3条関係)」参照  |

## 別表（第3条関係）

（単位：円）

| 借入金額      | 1ヶ月の利子補助金額 | 借入金額      | 1ヶ月の利子補助金額 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 500,000   | 1,100      | 3,300,000 | 7,600      |
| 600,000   | 1,300      | 3,400,000 | 7,800      |
| 700,000   | 1,600      | 3,500,000 | 8,000      |
| 800,000   | 1,800      | 3,600,000 | 8,200      |
| 900,000   | 2,000      | 3,700,000 | 8,500      |
| 1,000,000 | 2,300      | 3,800,000 | 8,700      |
| 1,100,000 | 2,500      | 3,900,000 | 8,900      |
| 1,200,000 | 2,700      | 4,000,000 | 9,200      |
| 1,300,000 | 2,900      | 4,100,000 | 9,400      |
| 1,400,000 | 3,200      | 4,200,000 | 9,600      |
| 1,500,000 | 3,400      | 4,300,000 | 9,900      |
| 1,600,000 | 3,600      | 4,400,000 | 10,100     |
| 1,700,000 | 3,900      | 4,500,000 | 10,300     |
| 1,800,000 | 4,100      | 4,600,000 | 10,500     |
| 1,900,000 | 4,300      | 4,700,000 | 10,800     |
| 2,000,000 | 4,600      | 4,800,000 | 11,000     |
| 2,100,000 | 4,800      | 4,900,000 | 11,200     |
| 2,200,000 | 5,000      | 5,000,000 | 11,500     |
| 2,300,000 | 5,200      | 5,100,000 | 11,700     |
| 2,400,000 | 5,500      | 5,200,000 | 11,900     |
| 2,500,000 | 5,700      | 5,300,000 | 12,200     |
| 2,600,000 | 5,900      | 5,400,000 | 12,400     |
| 2,700,000 | 6,200      | 5,500,000 | 12,600     |
| 2,800,000 | 6,400      | 5,600,000 | 12,900     |
| 2,900,000 | 6,600      | 5,700,000 | 13,100     |
| 3,000,000 | 6,900      | 5,800,000 | 13,300     |
| 3,100,000 | 7,100      | 5,900,000 | 13,500     |
| 3,200,000 | 7,300      | 6,000,000 | 13,800     |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 勤労者福祉<br>事務経費 | <p>【石田委員】<br/>労政問題懇話会の年間活動実績と支出明細を示してほしい。</p>  | <p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>   |
|               | <p>【石田委員】<br/>比較参考値として他市町の労働者福祉協議会補助金が記載されているが、寒川町には労働者福祉協議会はないのか？それに代わるものが労政問題懇話会なのか？</p> | <p>藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町のエリアに湘南地域労働者福祉協議会が存在しています。<br/>また、大磯町、二宮町は、西湘地域労働者福祉協議会のエリアとなっています。</p> |
|               | <p>【生田委員】<br/>労働問題懇話会とはどのような団体ですか？又寒川町のために何をしてくれますか？それは補助金を出すに値いする内容ですか。</p>               | <p>別紙「運営要領」「委員名簿」「事業報告」「収支決算書」参照</p>   |

## 労政問題懇話会運営要領

### (設置及び目的)

第1条 この要領は、労働関係の行政を積極的に、推進するため、寒川町とその地域労働団体の代表により、労政問題懇話会（以下「懇話会」という）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、労働問題に関する主要な施策について協議し、労働行政の推進に寄与する。

- ① 労働行政の基本計画に関すること。
- ② 主要事業の計画に関すること。
- ③ 労働行政の年間計画に関すること。
- ④ その他必要な事項。

### (組 織)

第3条 懇話会の委員は、労働組合8名及び寒川町職員2名より構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 長)

第5条 懇話会には、会長をおき委員の互選により定める。

- ① 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- ② 会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (懇話会の招集及び会議)

第6条 懇話会の招集は会長が招集する。

- ① 懇話会の会議は、会長が議長となり委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし議長が必要と認めるときは、小委員会を開催することができる。

### (意見の聴取)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 懇話会に事務局をおき、産業振興課が行なう。

- ① 事務局は、会長の指揮を受けて懇話会の庶務を処理する。

### (経 費)

第9条 この懇話会の経費は、補助金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

附 則 この要領は昭和54年3月28日から施行する。

附 則 この要領は平成元年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成13年4月13日から施行する。

# 平成24年度 労政問題懇話会委員名簿

## 【労働側】

| 組 合 名       | 氏 名   | 住 所       | 電 話      | 備 考  |
|-------------|-------|-----------|----------|------|
| セイコーエプソン労組  | 林 俊則  | 小谷2-1-1   | (75)5122 | 会 長  |
| 河西工業労組      | 熊坂 竜也 | 宮山3316    | (75)2400 | 職務代理 |
| 旭ファイバーグラス労組 | 大村 寿夫 | 一之宮6-11-1 | (75)0522 | 職務代理 |
| 敷島製パン労組     | 森田 友唯 | 一之宮7-9-1  | (74)1411 |      |
| 湘南ユニテック労組   | 遠藤 光洋 | 倉見1919    | (73)2013 |      |
| 日東化工労組      | 清田 明  | 一之宮6-1-3  | (74)4194 |      |
| JX日鉱日石金属労組  | 上田 真稔 | 倉見3       | (75)7559 |      |
| 日産工機労組      | 中島 勝也 | 岡田6-6-1   | (75)0451 |      |

【敬称略】

## 【町 側】

| 職 名    | 氏 名    | 住 所   | 電 話      | 備 考   |
|--------|--------|-------|----------|-------|
| 副 町 長  | 木内 礼次郎 | 宮山165 | (74)1111 |       |
| 町民環境部長 | 木内 幸   |       |          | 内線205 |

【敬称略】

平成24年5月10日現在

## 平成23年度「労政問題懇話会」事業報告

### 【総会・会員交流会】

平成23年 4月22日 18:00～ 寒川総合体育館他 23名

### 【委員会】

①平成23年 4月22日 16:00～ 寒川総合体育館 10名

②平成23年 7月 6日 14:00～ 日産工機(株) 8名

※工場見学：日産工機(株)

③平成23年10月 4日 10:30～ 寒川町役場 10名

④平成24年 3月28日 14:00～ 寒川町役場 11名

### 【参加事業】

①相模川美化キャンペーン

\*平成23年 6月 5日 9:00～ 相模川神川橋下流 9名

②寒川町産業まつり

\*平成23年11月20日 8:30～ さむかわ中央公園 16名

### 【行政懇談会】

町長との懇談会

\*平成23年10月 4日 12:00～ 東分庁舎・第1会議室 10名

### 【委員研修会】

\*平成23年11月25日 6:30～

※浜岡原子力館(新エネルギーホール) 16名

### 【講座】

寒川町労働講座

\*平成23年11月11日 18:30～ 寒川総合体育館 50名

### 【親睦交流会】

①ボウリング大会

\*平成23年 6月 9日 18:30～ 寒川セントラルボウル 76名

②鮎のつかみ取り

\*平成23年 8月27日 10:30～ 神川橋下流河川敷 201名

③日帰りバスツアー

\*平成24年 1月21日 8:00～ 伊豆方面 85名

# 平成23年度「労政問題懇話会」収支決算書

## 収 入

(単位:円)

| 科 目 | 予 算 額     | 決 算 額     | 比 較      | 説 明   |
|-----|-----------|-----------|----------|---|
| 補助金 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0        | 町補助金  |
| 負担金 | 380,000   | 332,000   | △ 48,000 | 参加者負担金<br>・ボウリング大会 38,000 円<br>・鮎のつかみ取り 76,000 円<br>・日帰りバスツアー 218,000 円 |
| 繰越金 | 395,634   | 395,634   | 0        | 前年度繰越金  |
| 雑入  | 24,366    | 18,399    | △ 5,967  | 預金利子 149 円<br>わたがし売上金 18,250 円  |
| 計   | 2,000,000 | 1,946,033 | △ 53,967 |   |

## 支 出

(単位:円)

| 科 目 | 当初予算額     | 予算現額      | 決 算 額     | 不 用 額   | 説 明   |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|---|
| 会議費 | 100,000   | 100,000   | 79,006    | 20,994  | 委員会時飲み物代等 11,236 円<br>総会時交流会費 67,770 円  |
| 事務費 | 10,000    | 10,000    | 7,786     | 2,214   | 事務用品  |
| 事業費 | 1,660,000 | 1,660,000 | 1,416,306 | 243,694 | ボウリング大会 197,002 円<br>鮎のつかみ取り 576,346 円<br>労働講座 10,390 円<br>町長との懇談会 22,000 円<br>産業まつり 67,189 円<br>日帰りバスツアー 543,379 円 |
| 研修費 | 100,000   | 100,000   | 81,730    | 18,270  | 委員研修会費  |
| 雑費  | 30,000    | 30,000    | 18,250    | 11,750  | 社会福祉協議会会費等  |
| 予備費 | 100,000   | 100,000   | 0         | 100,000 |   |
| 計   | 2,000,000 | 2,000,000 | 1,603,078 | 396,922 |   |

(付帯事項) 予算の執行については、会長において各科目間の流用ができる。

|             |               |             |
|-------------|---------------|-------------|
| 【収 入】       | 【支 出】         | 【来年度繰越金】    |
| 1,946,033 円 | － 1,603,078 円 | ＝ 342,955 円 |